

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 9 日現在

機関番号：12608

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2011～2013

課題番号：23653021

研究課題名(和文)越境的電子証拠収集と訴訟コスト増加への対応に関する比較法的研究

研究課題名(英文)Comparative study on crossborder electronic evidence collection and litigation cost

研究代表者

金子 宏直 (Kaneko, Hironao)

東京工業大学・社会理工学研究科・准教授

研究者番号：00293077

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,800,000円、(間接経費) 540,000円

研究成果の概要(和文)：電子的な情報を証拠として取り扱う重要性が高まる中で、外国によっては電子的な情報を訴訟の相手方に積極的に提出させる手続が存在している。そのような外国で日本企業が訴訟を起こされた場合には、在外支社のみならず日本国内の電子的な情報も証拠として提供することが要求されるようになって来ている。このような要請は、日本法に基づくものではないが、企業活動もインターネットによる情報交換を行う現在、実際上の要請から対応するようになってきている。従来の国内訴訟への対応コストばかりではなく、こうした制度を有する外国で活動する企業は、外国訴訟への対応コストに、これらの技術的な対応コストが増加することになっている。

研究成果の概要(英文)：Increase the needs for electronic evidence, some foreign countries provide rules of collecting electronic evidence. As practical matter, where Japanese company has branch in such country, that company request to obey that country's rules for collecting electronic evidence even sorted in Japan Computer system. In such a case, Japanese company needs to prepare the cost other than litigation in the foreign country.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：電子証拠 e-Discovery

## 1. 研究開始当初の背景

証拠における電子的証拠の重要性が高まり、米国連邦民事訴訟規則を代表的に電子的証拠の開示の手續が設けられるようになった。現在のようにコミュニケーションの中心的手段がインターネット等を利用した電子的情報の交換による時代になり、外国で訴訟が提起された場合には、国内にある電子的情報の収集の対象がそのようなコミュニケーションを介して、国内にある情報に対しても外国から電子的証拠収集開示(越境的電子証拠収集)を求められたり、訴訟提起前の電子的情報の高度な保存義務などが課せられることが国際的な活動をする企業の実務上対応の必要性が高まっている。紙文書を証拠開示の対象としていた伝統的なディスカバリに関しては、司法共助によらない証拠収集は法的にも議論されていたが、電子的証拠収集の場合についても、同様の問題が発生するにも関わらず、實際上、外国からの電子的証拠収集に協力することが行われている。これらの状況が訴訟におけるコスト等にどのような影響を与えるかについて検討する必要がある。

## 2. 研究の目的

外国の民事訴訟に日本法人・自然人が巻き込まれた場合に、電子的証拠収集の広まりとともに対応が求められている。このような外国からの電子的証拠収集・開示(「越境的電子証拠収集」)は司法共助によらない文書を対象にした域外的なディスカバリ手續で問題にならなかった訴訟提起以前の電子的情報の高度な保存義務、訴訟と直接関係のない技術情報、営業秘密、個人情報の開示を日本当事者に要求する問題を引き起こしている。同時に、電子証拠への対応は訴訟の高コスト化を引き起こし、諸外国では企業向訴訟保険、訴訟ファンド等の発達により高コストへの対応が可能になりつつある。日本当事者の情報保護等の越境的電子証拠収集への法的手段、および、その実施に必要な人的・金銭的資源の調達について検討を行うことを目的とする。

## 3. 研究の方法

文献調査と外国状況調査を通じた比較法的な検討を行う。文献調査研究に関しては、すでに基本的な資料を有しているが、変化の激しい分野であるので最新刊の資料に更新を行いつつ、最新の情報を収集する予定である。第一に米国による域外的ディスカバリへの対応について日本法および米国法、英国法等を中心に議論を検討する。その際に、第二に外国資料調査を通じて、電子的証拠収集そのものの問題とその普及に伴う訴訟コストの増加に対応するための手段に関する諸外国の研究者・専門家からの情報収集を行う。諸外国での民事訴訟における

諸外国からの電子的証拠収集に関する最新状況を把握し、日本における現状との比較検討を行う。第三に、以上の検討を基礎に、日本における諸外国からの越境的電子証拠収集手段についての法的検討ならびに実務的対応の指針について提言を行う。

## 4. 研究成果

越境的電子的証拠収集の実務に詳しい外国人弁護士および日本企業の実務担当者との情報交換(発表2;)におけるアンケート等によると、日本企業における域外的ディスカバリへの対応コストについての認識が低いことが分かった。また、域外的ディスカバリへの対応が外国側弁護士および日本企業側弁護士と技術スタッフとの協調作業が必要になるが、そのような協調作業を実現するベースが十分には整っていない実情もみられる。そのため、弁護士事務所の従来依頼した技術スタッフに依頼することになるため、人的なつながりが対応に影響を与える。

発表3:では、米国における電子証拠の重要な側面として携帯型情報端末というハードウェア発達とは異なり、SNS(ソーシャルネットワークサービス)というサービスの利用が電子証拠収集の大きな対象となって来ている傾向について事例を検討した。

発表1:では、クラウドシステムの普及につれて、著作権侵害、特許権侵害などの知的財産権侵害の問題が新たな形で増えると思われるが、その際に、民事法的救済を与えるにはどのような方向性があるのか、すなわち、どのような争点についてどのような証拠が必要となるかについて検討を加える必要がある。特に、従来の救済とは別の方向の救済を求める請求が立てられる可能性について議論を行った。

論文6:では、電子証拠の改ざんの立証という、電子証拠開示の中でも重要な問題について判断した事例を英国法にあわせて解説を行った。

論文7:では、偽造カード等による預金引き出しに関して、預金者保護を技術的および法的に保護するようになってきているのかを、カードのセキュリティ等に関連して検討を行いつつ、英国法との比較法的な検討を行った。ハッキング等による外国への不正送金も関連する事案であるが、本論では国内におけるセキュリティの問題に限定して議論を行った。

論文5:では、米国におけるボトムアップ型の立法過程(実務による要請から、ガイドライン等の策定がなされ、その後立法化される場合)の一例として電子情報取引の立法の再評価が行われている例を取り上げた。電子的ディスカバリも裁判所側の要請よりも、実務側の要請から規則化が進められてきているもので有り、共通する面が

みられる事が分かる。

論文4：では、日本における民事裁判手続の電子化が進まなかった実情について整理を行った。その中で、電子的情報を管理するための認証を含めたシステムの構築、維持に極めて多額の資金を必要とすること、逆に、利用者に使いやすいシステムではければ普及がされないということが明らかになってきている。電子情報の利用が利用者側に便利な形で、民事裁判での活用が行えるようにしなければならない。日本においては、電子的証拠を直接証拠調べするための手続規定が整備されていないが、これらの整備にあたっては利用者側にたつ（実務的）なものを整備する必要があることが分かる。

論文1：では電子証拠収集の技術であるフォレンジックに関する米国解説書の翻訳について、日本における実務にどのような参考になるかについて論じた。この分野の技術の発展はめまぐるしく、SNS への対応等への言及がないなどさらなる最新の情報が必要になる。

論文3：では、民事訴訟の場合には国内における紛争処理であり、米国の訴訟に付随した電子的ディスカバリが日本企業に求められる場合は、越境的電子証拠収集に該当することになる。しかし、仲裁手続は、そもそも国内の紛争を解決するのではなく、国際間の紛争を解決するための手続として捉えられている。仲裁手続には、直接、国内の証拠法ないし証拠に関する規則が適用されることはないが、仲裁手続においても、電子的証拠を利用することが認められるようになれば、米国型の電子的ディスカバリが導入されていく余地があると考えられる。この点に関して、米国の仲裁実務においては手続を利用する弁護士が連邦民事訴訟規則による電子的ディスカバリに慣れてくることによって、仲裁手続においても同等の電子証拠の活用への要請がある。国際的な仲裁機関はそれぞれ仲裁規則を公開しているが、それらの規則が電子証拠についてどのように規定しているのかについて分類分析を行った。一般的に電子証拠の活用を許容する規則が多く見られる。したがって、国際的な訴訟に比べて、専門性、秘匿性、迅速性等の利点をもつ仲裁手続においても、電子的ディスカバリが導入されていくことにより、米国訴訟実務に見られるコストの増加が仲裁手続においても発生する可能性が予想される。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 7 件)

1 金子宏直,「書評『コンピュータフォレンジック完全辞典』」法とコンピュータ No.31,pp.165-166(法とコンピュータ学会 2013.9) (査読無)

2 金子宏直,「クラウド時代の民事訴訟」法とコンピュータ No.31,pp.115-123 (法とコンピュータ学会 2013.9) (査読無)

3 金子宏直,「仲裁手続における電子証拠の取扱い」仲裁とADR Vol.8,pp.137-142(仲裁ADR法学会 2013.6) (査読有)

4 金子宏直,「裁判の手続の電子化」多賀谷=松本編『情報ネットワークの法律実務』(11-18)pp.5721-5730 第一法規(2013.4) (査読無)

5 金子宏直,「情報財取引-UCITA 再論-」松本恒雄先生還暦記念『民事法の現代的課題』(2012.12),pp. 1123-1150 (査読無)

6 Hironao, Kaneko, Case Translation: Japan, Heisei 22 Nen (Wa) 5356 Gou Osaka District Court Digital Evidence and Electronic Signature Law Journal Volume 9 pp.114-116, (2012.11) (査読有)

7 Hironao, Kaneko, HOW BANK DEPOSITORS ARE PROTECTED IN JAPAN, Digital Evidence and Electronic Signature Law Review 8, pp. 92-106, (2011.11) (査読有)

〔学会発表〕(計 3 件)

1 金子宏直,「クラウド時代の民事訴訟、法とコンピュータ学会 2012 年 11 月 10 日 (東京大学)

2 金子宏直,「日本の民事訴訟と e-discovery、ソフトウェア情報センターセミナー 2012 年 9 月 14 日 (ソフトウェア情報センター)

3 金子宏直,「米国電子証拠判例 2010、デジタルフォレンジック研究会 2011 年 11 月 9 日 (東京工業大学)

〔図書〕(計 件)

出願状況 (計 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：

国内外の別：

取得状況（計 件）

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：

番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

金子 宏直 (Kaneko, Hironao)  
研究者番号：00293077

##### (2) 研究分担者

研究者番号：

##### (3) 連携研究者

研究者番号：